

常駐規制又は専任規制に該当しない必置規制の公表
(該当規制リスト)

【健康・医療分野】

No.	根拠法令名	該当条項	常駐	専任	備考	担当	公表日
1	健康増進法(平成14年法律第103号)	第21条第1項	備考参照	備考参照	自治事務のため自治体の判断で、常駐規制と専任規制を設けている場合がある。	健康局健康課栄養指導室栄養管理係 (内線: 2972、2953)	令和3年6月30日
2	栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)	第9条	×	○	-	健康局健康課栄養指導室栄養管理係 (内線: 2972、2953)	令和3年7月20日
3	調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)	第6条	×	○	-	健康局健康課栄養指導室栄養管理係 (内線: 2972、2953)	令和3年7月20日
4	管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省令・厚生省令第2号)	第2条	×	○	-	健康局健康課栄養指導室栄養管理係 (内線: 2972、2953)	令和3年7月20日
5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	第17条第3項、第68条の16	○	備考参照	通知等で定める要件を満たせば、例外的に兼務できる。	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 (内線: 2742、2739)	令和3年7月20日
		第23条の2の14、第23条の24、第23条の34、第39条の2、第40条の3、第40条の6、第68条の16	○	備考参照	通知等で定められた条件を満たせば、例外的に兼務できる。	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課 (内線: 2786)	
		第31条の2第1項	×	×	都道府県毎に配置すれば良いものであり、都道府県内の特定の場所への滞在は義務付けられていない。	医薬・生活衛生局総務課 (内線: 4212)	令和3年6月30日
		第35条	×	備考参照	営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、例外的に兼務できる。	医薬・生活衛生局総務課 (内線: 4212)	令和3年7月20日
6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)	第91条	○	備考参照	通知等で定める要件を満たせば、例外的に兼務できる。	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 (内線: 2742・2739)	令和3年7月20日
		第114条の53、第175条	○	備考参照	通知等で定める要件を満たせば、例外的に兼務できる。	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課 (内線: 2786)	令和3年7月20日
7	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第136号)	第4条、第17条、第21条	×	備考参照	兼務の条件を通知で示している。	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課品質指導係 (内線: 2770)	令和3年7月20日
		第15条	×	×	-	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課品質指導係 (内線: 2770)	令和3年6月30日
8	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)	第16条、第72条	×	備考参照	兼務の条件を通知で示している。	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課品質指導係 (内線: 2770)	令和3年7月20日
9	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第179号)	第6条	×	×	-	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課品質指導係 (内線: 2770)	令和3年6月30日
10	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第93号)	第7条	×	×	-	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課品質指導係 (内線: 2770)	令和3年6月30日
11	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	第7条第1項	×	○	-	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係 (内線: 2798)	令和3年7月20日
12	覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)	第22条	×	×	-	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課麻薬流通指導係 (内線: 2780)	令和3年6月30日
13	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)	第33条	×	×	-	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課麻薬流通指導係 (内線: 2780)	令和3年6月30日
		第50条の20	×	×	-		
14	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)	第21条	×	×	-	医薬・生活衛生局血液対策課献血推進係 (内線: 2908)	令和3年6月30日
15	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	第33条第1項第2号イ	×	○	-	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課指導係(内線: 2492)	令和3年7月20日
16	と畜場法(昭和28年法律第114号)	第7条第1項、第10条第1項	×	×	-	医薬・生活衛生局食品監視安全課肉肉安全係 (内線: 2476)	令和3年6月30日
17	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)	法第12条第1項 施行規則第5条	備考参照	×	常駐規制については、法令上存在しないが、食鳥処理衛生管理者は、施行規則第5条に処理ラインごとに十分な員数を置く必要があると規定されているほか、法第15条第7項に基づき食鳥検査員又は指定検査機関の検査員の監督の下で食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいに係る内臓とその体壁の内側面の状況についての確認を行うこととされているため、実質的に常駐を求めていると考えている。	医薬・生活衛生局食品監視安全課肉肉安全係 (内線: 2476)	令和3年7月20日
18	理容師法(昭和22年法律第234号)	第11条の4第1項	×	備考参照	専任を求めているが、理容師の業務とは兼任可能。	医薬・生活衛生局生活衛生課 (問合せが非常に混み合うため、代表電話5253-1111におかけいただき、ご用件をお伝え下さい。)	令和3年7月20日
19	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	第4条	×	○	-	医薬・生活衛生局生活衛生課 (問合せが非常に混み合うため、代表電話5253-1111におかけいただき、ご用件をお伝え下さい。)	令和3年7月20日
20	美容師法(昭和32年法律第163号)	第12条の3第1項	×	備考参照	専任を求めているが、美容師の業務とは兼任可能。	医薬・生活衛生局生活衛生課 (問合せが非常に混み合うため、代表電話5253-1111におかけいただき、ご用件をお伝え下さい。)	令和3年7月20日
21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)	第5条第1項	×	備考参照	建築物衛生管理に関する検討会で兼任要件の緩和を検討中。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/kenchikubutsuseiseikanri-kentoukai.html	医薬・生活衛生局生活衛生課 (問合せが非常に混み合うため、代表電話5253-1111におかけいただき、ご用件をお伝え下さい。)	令和3年7月20日
22	理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)	第4条第1項	×	○	-	医薬・生活衛生局生活衛生課 (問合せが非常に混み合うため、代表電話5253-1111におかけいただき、ご用件をお伝え下さい。)	令和3年7月20日
23	美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)	第3条第1項	×	○	-	医薬・生活衛生局生活衛生課 (問合せが非常に混み合うため、代表電話5253-1111におかけいただき、ご用件をお伝え下さい。)	令和3年7月20日
24	医療法(昭和23年法律第205号)	第16条	×	×	病院に隣接する場所に待機する場合等については必置規制の対象外となる。(同条ただし書き参照)	医政局総務課企画法令係 (内線: 4218、4109)	令和3年7月20日
		第18条	×	○	-		
25	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)	第9条の8第1項第1号～第4号	備考参照	備考参照	第9条の8第1項第1号のうち「受託する業務の責任者」については、常駐規制及び専任規制に該当する。 その他は、常駐規制及び専任規制のいずれにも該当しない。 ※ただし、第9条の8第1項第3号に定める「専ら精度管理を職務とする者」は、常駐及び専任が望ましいとされている。	第9条の8第1項第1号～第4号 医政局地域医療計画課医療関連サービス室 (内線: 2538、2539、4137)	令和3年6月30日 (一部は令和3年7月20日)

		第1条の11第2項、第9条の9第1項第1号から第3号、第9条の10第1号から第5号、第9条の11第1号、同条第2号、第9条の12第1号、同条第2号、第9条の13第1号、同条第2号、第9条の14第1号、第9条の15第1号、同条第2号、第9条の20の2第1項第1号、4号、第5号、第9条の24第2号イ、同条第5号、第9条の25第4号ハにおいて規定する第9条の20の2第1項第1号、第9条の25第4号ハにおいて規定する第9条の20の2第1項第4号、第9条の25第4号ハにおいて規定する第9条の20の2第1項第5号、第9条の25第9号イ、第19条第1項から第3項、第22条の2第1項	×	×	-	・第1条の11第2項、第9条の20の2第1項第1号、第4号、第5号、第19条第1項から第3項、第22条の2第1項 医政局総務課企画係 (内線: 4218、4109、2522) ・第9条の9第1項第1号から第3号、第9条の10第1号から第5号、第9条の11第1号、同条第2号、第9条の12第1号、同条第2号、第9条の13第1号、同条第2号、第9条の14第1号、第9条の15第1号、同条第2号、第9条の20の2第1項第1号、同条第2号 医政局地域医療計画課医療関連サービス室 (内線: 2538、2539、4137) ・第9条の24第2号イ、同条第5号、第9条の25第4号ハにおいて規定する第9条の20の2第1項第1号、第9条の25第4号ハにおいて規定する第9条の20の2第1項第4号、第9条の25第4号ハにおいて規定する第9条の20の2第1項第5号、第9条の25第9号イ 医政局研究開発振興課 (内線: 2687、4163)	
		第9条の25第2号ロ、同条第3号ロ、同条第4号イ、同条第7号イ、第22条の6第1項第4号から第7号	×	○	-	医政局研究開発振興課 (内線: 2687、4163)	
26	医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)	第6条第1項第11号	×	×	-	医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修係 (内線: 4123、4142)	令和3年7月20日
27	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)	第22条	×	×	-	医政局歯科保健課歯科衛生係 (内線: 4141)	令和3年6月30日
28	歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省令・厚生省令第1号)	第2条第1項第4号、同項第4の2号、同項第4の3号	×	備考参照	歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第1項第4号は専任規制に該当しない。その他は、専任規制に該当する。	医政局歯科保健課歯科衛生係 (内線: 4141)	令和3年7月20日
29	歯科技工士学校養成所指定規則(昭和31年厚生省令第3号)	第2条第1項第4号	×	○	-	医政局歯科保健課歯科衛生係 (内線: 4141)	令和3年7月20日
30	歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年厚生労働省令第103号)	第6条第1項第9号	×	×	-	医政局歯科保健課臨床研修担当 (内線: 2618)	令和3年7月20日
31	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省令・厚生省令第1号)	第2条第1項第4号、同項第10号、第3条第1項第4号、同項第10号、第4条第1項第4号、同項第10号、同条第2項第4号、同項第10号、同条第3項第4号、同項第10号、第5条第1項第4号、同項第10号	×	○	-	医政局看護課看護教育係 (内線: 2594)	令和3年7月20日
32	あん摩マッサージ指師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設指定規則(昭和26年文部省令・厚生省令第2号)	第2条第1項第4号、同項第5号、同項第6号、同項第7号、同項第17号	×	備考参照	第2条第1項第5号及び同項第6号は専任規制に該当しない。その他は、専任規制に該当する。	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
33	診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和26年文部省令・厚生省令第4号)	第2条第1項第4号、同項第12号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
34	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和41年文部省令・厚生省令第3号)	第2条第1項第4号、同項第5号、同条第2項第4号、同項第5号、第3条第1項第3号、同項第4号、同条第2項第3号、同項第4号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
35	臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和45年文部省令・厚生省令第3号)	第2条第1項第4号、同項第11号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
36	視能訓練士学校養成所指定規則(昭和46年文部省令・厚生省令第2号)	第2条第1項第4号、同項第5号、同項第12号、同条第2項第4号、同項第5号、同項第6号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
37	柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和47年文部省令・厚生省令第2号)	第2条第1項第4号、同項第5号、同項第6号、同項第7号、同項第17号	×	備考参照	第2条第1項第5号及び同項第6号は専任規制に該当しない。その他は、専任規制に該当する。	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
38	臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和63年文部省令・厚生省令第2号)	第4条第1項第4号、同項第5号、同項第12号、同条第2項第4号、同項第5号、同条第3項第4号、同項第5号、同項第6号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
39	義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省令・厚生省令第3号)	第4条第1項第4号、同項第5号、同項第11号、同条第2項第4号、同項第5号、同条第3項第4号、同項第5号、同項第6号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
40	言語聴覚士学校養成所指定規則(平成10年文部省令・厚生省令第2号)	第4条第1項第4号、同項第5号、同項第12号、同条第2項第4号、同項第5号、同条第3項第3号、同項第4号、同項第5号、同条第4項第2号	×	○	-	医政局医事課医事係 (内線: 2568、4131)	令和3年7月20日
41	臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)	第12条第1項第9号～第12号	備考参照	備考参照	第12条第1項第9号のうち「管理者」は常駐規制及び専任規制に該当する。 第12条第1項第11号のうち「精度管理責任者」については、常駐規制に該当する。 ※ただし、「精度管理責任者」は、検査業務の登録数が3以下の衛生検査所及び血清分離のみを行う衛生検査所においては非常勤の者とすることができる。 第12条第1項第9号のうち「管理者」を除く者、第12条第1項第11号のうち「精度管理責任者」を除く者、及び左記該当条項は、常駐規制及び専任規制のいずれも該当しない。	医政局地域医療計画課医療関連サービス室 (内線: 2538、2539、4137)	令和3年7月20日

【子ども・子育て分野】

No.	根拠法令名	該当条項	常駐	専任	備考	担当	公表日
1	民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)	第36条	×	×	-	子ども家庭局家庭福祉課企画係 (内線: 4868)	令和3年6月30日
2	婦人相談所に関する政令(昭和32年政令第56号)	第2条	×	×	-	子ども家庭局家庭福祉課女性保護係 (内線: 4885)	令和3年6月30日
3	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)	第8条第1項、第2項	×	×	-	子ども家庭局家庭福祉課女性保護係 (内線: 4885)	令和3年6月30日
4	母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)	第7条の4第2号	○	×	-	子ども家庭局母子保健課企画調整係 (内線: 4978)	令和3年7月20日

5	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	第1条の7第1号、第1条の14、第36条の8、第48条の5	×	備考参照	第1条の7第1号については、専任規制あり。その他は専任規制なし。	・第1条の7第1号 子ども家庭局子育て支援課子育て支援係 (内線: 4965、4859) ・第1条の14、第36条の8 子ども家庭局家庭福祉課指導係 (内線: 4860) ・第48条の5 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法 令係 (内線: 3148)	令和3年7月20日
6	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	第17条第1項、第21条、第27条、第38条、第42条、第73条、第80条、第88条の3	備考参照	×	第17条第1項については、常駐規制あり。その他は常駐規制なし。	・第17条第1項 子ども家庭局母子保健課企画調整係 (内線: 4978) ・第21条、第27条、第42条、第73条、第80条、第88条の3 子ども家庭局家庭福祉課指導係 (内線: 4860) ・第38条 子ども家庭局子育て支援課健全育成係 (内線: 4966)	令和3年7月20日

【福祉・介護分野】

No.	根拠法令名	該当条項	常駐	専任	備考	担当	公表日
1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	第19条の5	×	×	-	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 審査係 (内線: 3002)	令和3年6月30日
2	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）	第86条	×	×	-	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室調査係 (内線: 3099)	令和3年6月30日
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	第49条第1項、第4項、12項、13項、14項、第58条第1項、第3項、第6項、第63条第1項、第69条第1項	×	×	-	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児 支援係 (内線: 3102)	令和3年7月20日
4	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	第5条第2項及び第3項、第7条	×	備考参照	第7条について、障害児の支援に支障がある場合に、専任規制あり。その他については専任規制なし。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児 支援係 (内線: 3102)	令和3年7月20日
		第6条	×	備考参照	一部従業員種で兼務可としている。		
		第56条、第57条	×	備考参照	障害児の支援に支障がない場合は、兼務可としている。		
		第66条第2項及び第3項、第67条	×	備考参照	第67条について、障害児の支援に支障がある場合に、専任規制あり。その他については兼務可としている。		
		第71条の8第1項、第71条の9	×	備考参照	第71条の8第1項について、一部従業員種で兼務可としている。 第71条の9について、障害児の支援に支障がない場合は、兼務可としている。		
第73条第1項、第74条	×	備考参照	第73条第1項について、一部従業員種で兼務可としている。 第74条について、障害児の支援に支障がない場合は、兼務可としている。				
5	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	第4条、第52条	×	備考参照	第4条について、一部従業員種で兼務可としている。 第52条について、障害児の支援に支障がない場合は、兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児 支援係 (内線: 3102)	令和3年7月20日
6	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）	第3条、第4条	×	備考参照	左記該当条項いずれも、指定障害児相談支援の業務、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課相談支 援係 (内線: 3040)	令和3年7月20日
7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	第5条、第6条、第7条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。 第6条については、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は兼務可としている。 それ以外は、専任規制あり。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問 サービス係 (内線: 3092)	令和3年7月20日
		第50条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制及び専任規制なし。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児 支援係 (内線: 3102)	
		第51条	×	備考参照	支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉 サービス係 (内線: 3091)	
		第78条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。 利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。		
		第80条	×	備考参照	管理上支障がない場合は兼務可としている。		
		第115条	備考参照	備考参照	それぞれ各号に定める事業所の基準に従う。		
		第116条	×	備考参照	管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移 行支援係 (内線: 3045)	
		第156条、第166条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。 左記該当条項いずれも、利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。		
		第157条及び第167条、第206条の15（第51条の準用規定部分のみ）	×	備考参照	左記該当条項いずれも、管理上支障がない場合は兼務可としている。		
		第206条の14、第208条	×	備考参照	左記該当条項いずれも、利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。		
		第209条、第213条の15	○	備考参照	事業所の管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支 援係 (内線: 3044)	
		第175条、第206条の3	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。 利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。		
第176条、第186条、第199条（第186条の準用規定部分のみ）	○	備考参照	左記該当条項いずれも、利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。				
第177条、第187条、第199条、第206条の4（第51条の準用規定部分のみ）	×	備考参照	左記該当条項いずれも、管理上支障がない場合は兼務可としている。				
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）	第4条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。 利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉 サービス係 (内線: 3091)	令和3年7月20日
		第40条	×	備考参照	管理上支障がない場合は兼務可としている。		
9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）	第12条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。 一部従業員種に該当する場合、または利用者の支援及び管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児 支援係 (内線: 3102)	令和3年7月20日

		第39条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。利用者の支援及び管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係 (内線:3091)	
		第52条、第59条	備考参照	備考参照	左記該当条項はいずれも、一部従業員種で常駐規制なし。利用者の支援及び管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行支援係 (内線:3045)	
		第64条、第65条、第75条、第88条	備考参照	備考参照	左記該当条項はいずれも、一部従業員種で常駐規制なし。利用者の支援及び管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係 (内線:3044)	
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)	第10条	×	×	-	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行支援係 (内線:3045)	令和3年7月20日
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)	第11条	備考参照	備考参照	一部従業員種で常駐規制なし。利用者の支援及び管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係 (内線:3091)	令和3年7月20日
12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)	第3条、第4条、第40条	×	備考参照	左記該当条項はいずれも、利用者の支援に支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行支援係 (内線:3045)	令和3年7月20日
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)	第3条、第4条	×	備考参照	左記該当条項はいずれも、指定計画相談支援の業務、指定計画相談支援事業所の管理上支障がない場合は兼務可としている。	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課相談支援係 (内線:3040)	令和3年7月20日
14	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)	第5条第1項、第93条第1項4号、第121条第1項第1号、第4号及び第5号	×	×	-	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線:3979、3996)	令和3年7月20日
		第93条第1項第2号	×	○	-		
		第5条第2項、第6条、第45条第1項、同条第2項、第46条、第93条第1項第3号、同条第6項、第94条、第121条第1項第2号及び第3号、同条第5項、第122条	○	備考参照	・第5条第4項において、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、兼務が可能としている。 ・第93条第3項において、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務を可能としている。 ・第6条、第46条、第94条及び第122条において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。 ・その他についても、専任規制には該当しない。		
		第76条第1項第2号、第85条第1項第1号イ及び第2号	×	×	-	老健局老人保健課企画法令係 (内線:3949)	
		第111条第1項第2号及び第2項	×	○	-		
		第60条第1項第1号及び第2項、第61条第1項、第76条第1項第1号及び第2項、第111条第1項第1号及び第3項	○	備考参照	第61条第1項において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。第76条第1項第1号及び第111条第1項第1号において、事業所が病院又は診療所と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務を可能としている。		
		第142条第1項	備考参照	備考参照	それぞれ介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所、診療所(療養病床を有する診療所を除く)、介護医療院の基準に従う。		
第175条第1項第3号及び第4号、同条第2項第3号及び第4号、第176条並びに第192条の5	×	備考参照	第175条第7項、第176条及び第192条の5において、処遇に支障がない場合又は管理上支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線:3971)			
第175条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号及び第2号、第192条の4第1項及び第2項、第194条、第195条、第208条並びに第209条	○	備考参照	第192条の4第5項及び第6号、第195条並びに第209条において、処遇に支障がない場合又は管理上支障がない場合は兼務を可能としている。				
15	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)	第12条第1項第2号、第5号、第6号及び第7号並びに第56条第1項第2号、第5号、第6号及び第7号	×	備考参照	第6条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線:3971)	令和3年7月20日
		第12条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第56条第1項第1号、第3号及び第4号	○	備考参照	第6条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。		
16	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)	第129条第1項第1号、第4号及び第5号	×	×	-	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線:3979、3996)	令和3年7月20日
		第47条第1項、同条第2項、第48条、第129条第1項第2号、第3号、同条5項、第130条	○	備考参照	第48条、第130条において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。その他についても、専任規制には該当しない。		
		第79条第1項第2号、第88条第1項第1号イ及び第2号	×	×	-	老健局老人保健課企画法令係 (内線:3949)	
		第117条第1項第2号及び第2項	×	○	-		
		第63条第1項第1号イ及び第2項、第64条第1項、第79条第1項第1号及び第2項、第117条第1項第1号及び第3項	○	備考参照	第64条第1項において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。第76条第1項第1号及び第117条第1項第1号について、事業所が病院又は診療所と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務を可能としている。		
		第187条第1項	備考参照	備考参照	それぞれ介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所、診療所(療養病床を有する診療所を除く)、介護医療院の基準に従う。		
		第231条第1項第3号及び第4号、同条第2項第3号及び第4号並びに第232条、第256条	×	備考参照	第231条第7項、第232条及び第256条において、利用者の処遇に支障がない場合又は管理上支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線:3971)	
第231条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号及び第2号、第255条第1項及び第2項、第266条、第267条、第282条並びに第283条	○	備考参照	第255条第5項及び第6項、第267条並びに第283条において、利用者の処遇に支障がない場合又は管理上支障がない場合は兼務を可能としている。				
17	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)	第20条第1項第2号	×	○	-	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線:3979、3996)	令和3年7月20日

		第3条の4第1項第2号及び第3号、同条第11項、第6条、第20条第1項第4号、第42条第1項第3号、第63条第10項、第90条第5項	×	備考参照	・第3条の4第6項、第6条第3項及び第5項、第63条第10項並びに第90条第5項において、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務を可能としている。 ・その他についても、専任規制には該当しない。	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線: 3979、3996)	
		第3条の4第1項第1号、同条第3項、第3条の4第1項第4号、同条第10項、第3条の5、第7条、第20条第1項第3号、同条第7項、第21条、第42条第1項第2号及び第6項、第43条、第63条第1項、同条第3項、第64条第1項、第90条第1項、同条第3項、第91条第1項	○	備考参照	・第3条の4第4項及び第7項において、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務が可能としている。 ・第3条の5、第7条、第21条、第43条、第64条第1項及び第91条第1項において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。 ・第20条及び第42条第3項において、利用者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。 ・第63条第6項及び第90条第4項において、兼務を可能となる場合がある。 ・その他についても、専任規制には該当しない。	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線: 3979、3996)	
		第171条第11項	×	備考参照	第171条第11項において、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務を可能としている。	老健局老人保健課企画法令係 (内線: 3949)	
		第40条の2第1項、第171条第1項及び第3項、第172条第1項	○	備考参照	第40条の2第1項及び第172条第1項において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。 第171条第7項において、兼務が可能となる場合がある。		
		第110条第1項第3号及び第4号並びに第131条第1項第1号、第4号及び第5号	×	備考参照	第110条第6項及び第131条第3項において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線: 3971)	
		第110条第1項第1号及び第2号、第111条、第131条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第146条	○	備考参照	第111条、第131条第3項及び第146条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。		
18	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)	第5条第1項第3号、第44条第10項、第70条第5項	×	備考参照	第44条第10項及び第70条第5項において、利用者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。 その他についても、専任規制には該当しない。	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線: 3979、3996)	令和3年7月20日
		第5条第1項第2号、同条第6項、第6条、第44条第1項、同条第3項、第45条第1項、第70条第1項、同条第3項、第71条第1項	○	備考参照	・第5条第3項において、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務を可能としている。 ・第6条、第45条第1項及び第71条第1項において、管理上の支障がない場合は、兼務を可能としている。 ・第44条第6項及び第70条第4項において、兼務が可能となる場合がある。 ・その他についても、専任規制には該当しない。		
19	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)	第2条第1項第1号、第4号及び第5号	×	備考参照	第2条第4項において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線: 3971)	令和3年7月20日
		第2条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第21条	○	備考参照	第2条第4項及び第21条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。		
20	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)	第12条第1項第2号、第6号及び第7号	×	備考参照	第6条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線: 3971)	令和3年7月20日
		第12条第1項第1号、第3号から第5号まで及び同条第2項	○	備考参照	第6条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。		
21	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)	第11条第1項第4号、第5号及び第6号、第37条第1項第4号、第5号及び第6号、附則第6条第1項第7号及び第8号並びに附則第14条第1項第3号	×	備考参照	第6条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局高齢者支援課企画法令係 (内線: 3971)	令和3年7月20日
		第11条第1項第1号から第3号まで、第37条第1項第1号から第3号まで、附則第6条第1項第1号から第6号まで、同条第2項並びに附則第14条第1項第1号及び第2号	○	備考参照	第6条において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。		
22	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)	第2条第1項第5号及び第6号	×	備考参照	第2条第4項及び第5項において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局老人保健課企画法令係 (内線: 3949)	令和3年7月20日
		第2条第1項第1号、第4号及び第7号、第23条	○	備考参照	第23条において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。		
		第2条第1項第3号		備考参照	第2条第1項第3号において、常駐でなくても差し支えない場合がある。 第2条第4項において、入居者の処遇に支障がない場合は兼務可能としている。		
23	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)	第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号、第2項第1号から第3号まで、第3項第1号から第3号まで及び第6号、第22条第2項	×	備考参照	第2条第7項及び第8項において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。 第22条第2項において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局老人保健課企画法令係 (内線: 3949)	令和3年7月20日
		第2条第1項第6号、第3項第7号及び第6項	○	備考参照			
24	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)	第4条第1項第1号から第4号まで及び第6号、第6項、第7項第2号	×	備考参照	第2条第4項及び第5項において、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としている。 第26条において、管理上支障がない場合は兼務を可能としている。	老健局老人保健課企画法令係 (内線: 3949)	令和3年7月20日
		第4条第1項第7号、第26条	○	備考参照			
25	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)	第2条第1項、第3条第1項	○	備考参照	第3条第3項において、一定の場合は兼務を可能とする。 その他についても、専任規制には該当しない。	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線: 3979、3996)	令和3年7月20日
26	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)	第2条	×	×	-	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線: 3979、3996)	令和3年7月20日
		第3条第1項	○	備考参照	第3条第1項において、管理上の支障がない場合は兼務を可能としている。		
27	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)	第140条の66		備考参照	一部の小規模市町村等については、常駐規制及び専任規制に該当しない。	老健局認知症施策・地域介護推進課企画法令係 (内線: 3979、3996)	令和3年7月20日

【雇用・労働分野】

No.	根拠法令名	該当条項	常駐	専任	備考	担当	公表日
1	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)	第74条の3第4項第3号	×	備考参照	専任を求めているが、専任の管理者として在宅就業障害者等の依頼に常に対応できる場合、他の業務を実施することは妨げられない。	職業安定局障害者雇用対策課雇用促進係 (内線:5831)	令和3年7月20日
2	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)	第79条第2項	×	×	-	職業安定局障害者雇用対策課雇用促進係 (内線:5831)	令和3年6月30日
3	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)	第12条第1項第2号及び第3号、第13条、第53条第1項	×	備考参照	第12条第1項第2号及び第3号並びに第53条第1項については専任規制あり。	人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 法規係 (内線:5905)	令和3年6月30日 (一部は令和3年7月20日)
4	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第93号)	第2条第1号ト、第2条第12号ハ、第2条第14号、第2条第15号イ、第2条第18号ロ	×	備考参照	第2条第1号トについては、専任規制あり。	人材開発統括官訓練企画室求職者支援訓練係 (内線:5600)	令和3年7月20日